



人・農地プランの实质化について

令和 2 年 4 月

Ver. 3

農林水産省

なぜ“今”人・農地プランの実質化なのか？

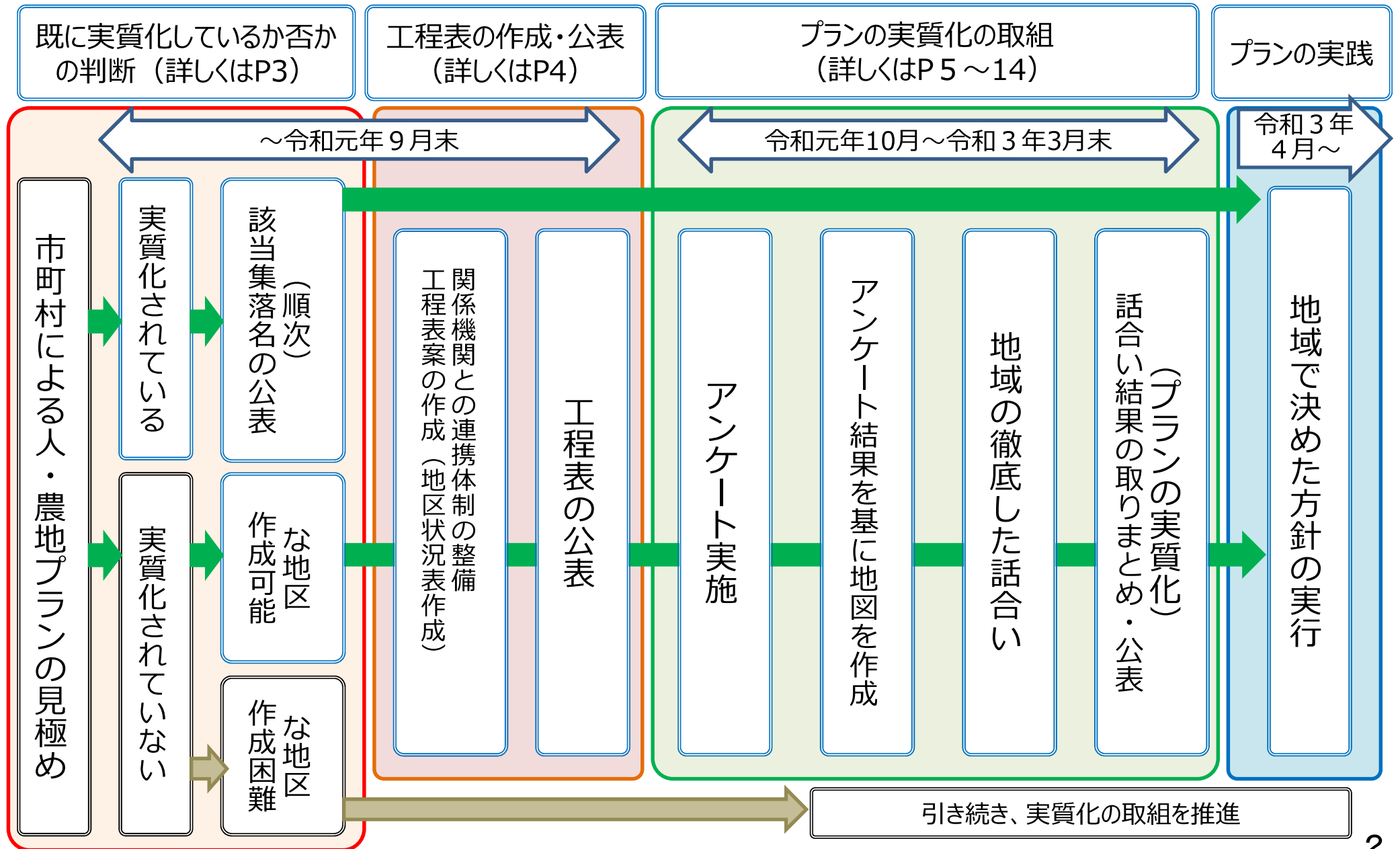
これまで地域の農業を支えてこられた方達は、地域での徹底した話し合いにより、ほ場整備、機械・施設の導入、地域の共同活動などに取り組み、地域の農業・農地を守り、発展させてきました。

一方、こうした方達が高齢化する中で、これからの地域の農業を担っていく世代が、効率的な農地利用やスマート農業を行うための農地の集積・集約化を進めていくには、まさに「待ったなし」の状況です。

地域の皆さんがこれまで宮々と築き上げてこられた地域の農業・農地を、それを取り巻く伝統や文化、自然景観などと一緒に、子供や孫の世代にしっかりと引き継いでいきたいと思いませんか？

今こそ、人・農地プランの実質化に取り組み、地域の話し合いを再活性化して、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の皆さんで決めていく必要があります。

人・農地プラン実質化の取組の流れ



人・農地プランの実質化とは？

次の**1から3までの地域の話合いのプロセス**を一つ一つステップを踏んで作成された人・農地プランを「**実質化された人・農地プラン**」とします。

1 アンケートの実施

対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者（耕作者又は地権者）の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。

2 現況把握

1を地図化し、5年～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話合いの場で活用。

3 今後地域の中心となる経営体（中心経営体）への農地の集約化に関する将来方針の作成

1、2を基に、農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が徹底した話合いを行い、5年～10年後の農地利用を担う経営体（中心経営体）の在り方を原則集落ごとに決めていく。

人・農地プランの作成手順①

ステップ1 地域の声を聞きます

地域の農業者の年代分布や後継者の有無といった地域の状況がわかるようにアンケートを行います。

実質化に必要なアンケート調査の回答割合

回答してくれた農地所有者又は耕作者の耕作面積が対象地区内の遊休農地を除く農地の**少なくとも過半**を占めていることが必要です。

(担い手への農地集積が進んでいる市町村においては、より高い割合で回答を得るようにします。)

ポイント

- 1 農地の貸付けや農地バンクの活用に関する意向など、プラン実現に必要な項目も、積極的に把握します。
(農業委員会による意向把握の取組と連携しましょう。)
- 2 **アンケート以外の方法**で将来の農地利用の意向が把握できていれば、それを使うことができます。

アンケート調査への支援

- 人・農地問題解決加速化支援事業
- 機構集積支援事業

<アンケート例>

例えば、次のようなアンケートが考えられます。
(項目は、地域の状況に応じて、追加・修正してください。)

氏名：〇〇〇〇 電話番号：
年齢：〇〇才

- 農業後継者はいらっしゃいますか。 } 必須
 - 1 経営主の家族・親せき
 - 2 1以外の農業者
 - 3 後継者のメドはついていない
- 現在耕作する農地を今後どうしたいですか。 } 任意
 - 1 耕作する農地を拡大したい
 - 2 現状の耕作規模を維持したい
 - 3 耕作規模を縮小し、貸したい、売りたい
 - 4 耕作をやめて、貸したい、売りたい
 - 5 分からない
- 農地バンクをどう活用したらいいと思いますか。 } 任意
 - 1 農地所有者は、原則、バンクに貸付け
 - 2 農業をやめる人は、原則、バンクに貸付け
 - 3 農地の受け手は、原則、バンクに貸付け
 - 4 分からない

※農業委員会は、アンケート結果を基に、貸付け意向のある個別の農地の地番・面積等を把握しましょう。

人・農地プランの作成手順②

ステップ2 地域の状況を地図化します

地域のアンケート等で把握した状況などを地図に落とし込んで、話合いに活用します。

地図活用の優良事例

ある中山間地では、75歳以上の耕作者の分布状況について、現在と10年後を地図に落とし込み、後継者の確保状況と合わせて、話合いで活用しています。

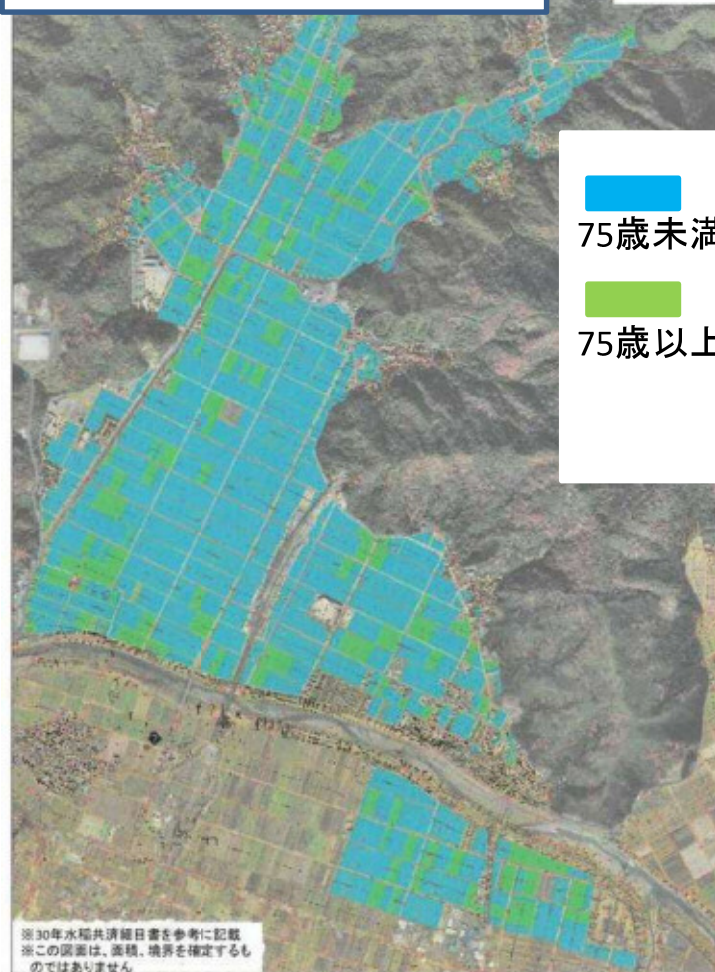
ポイント

地図の作成に際しては、農地情報公開システム等の地図情報システムを活用します。

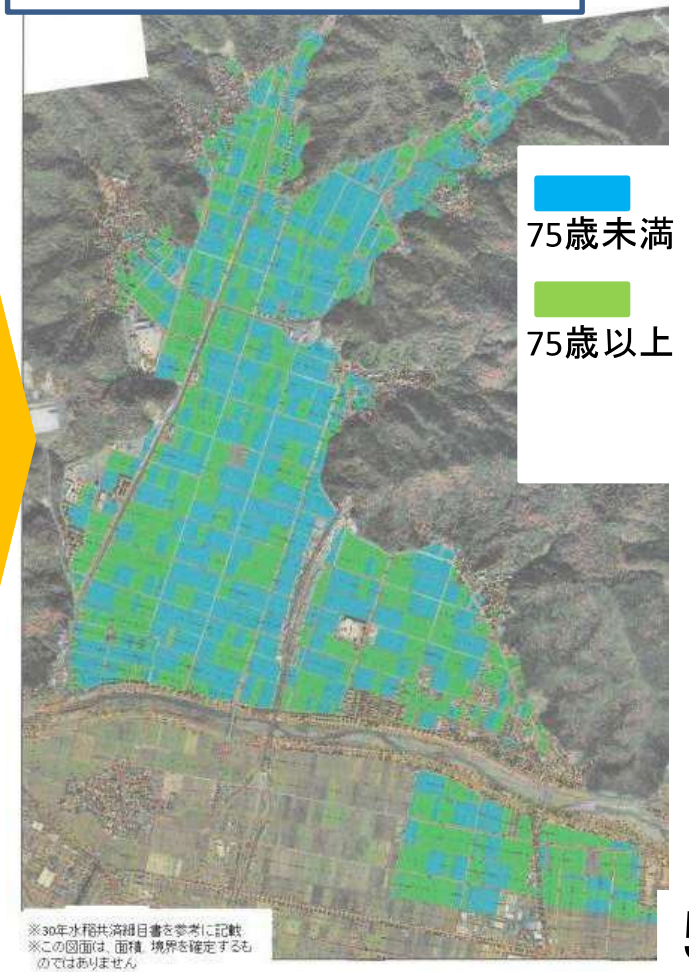
地図作成への支援

- **人・農地問題解決
加速化支援事業**
- **機構集積支援事業**

現在の耕作者の年齢分布



10年後の耕作者の年齢分布



人・農地プランの作成手順③

ステップ3 地域の様々な機会を活用し、5～10年後の将来、地域の農地を誰に担ってもらおうのかについて話し合います。

話し合いのコーディネーター役

- 1 市町村職員、農業委員・推進委員を始め、現場で汗をかいている人が参加し、コーディネーター役を務めます。
- 2 コーディネーター役は、農業委員・推進委員のほか、地域の実情に応じて、
 - ・ブロックローテーションなどの地域の作付けの話し合いを主導する **JA**
 - ・基盤整備に関する話し合いを主導する **土地改良区**
 - ・貸付け意向の掘り起こしを行う **農地バンク**など地域のコーディネーター役を担う組織が**サポート**します。

※ コーディネーター役には、話し合いの進行、盛り上げ、参加しない方の農地利用の意向等の情報提供、制度・支援措置の説明・助言等が期待されます。

ポイント

- 1 地域の話合いが行いやすいように、**原則として集落の範囲**で行います。
- 2 入作者や新たに地域で農業を行うことに意欲的な方にも**参加を働きかけ**ます。
農業委員・推進委員などコーディネーター役は、協力して地域の方に声を掛け合いましょう。
- 3 出席する方の負担を軽くするため、集落の寄合いなど**既にある話し合いの場**を積極的に活用します。

地域の話合いへの支援

- **人・農地問題解決加速化支援事業**
- **機構集積支援事業**

話し合いに参加する農業委員・推進委員への支援

- **農地利用最適化交付金**

人・農地プランの作成手順④

ステップ4 話合いの結果をまとめます

原則として集落ごとに、5～10年後に農地利用を担う人を中心経営体として定めます。

中心経営体への農地の集約化の将来方針

- 1 誰が将来にわたって集落の農地を担っていくのかを、話合いを通じてみんなの共通した「将来方針」にします。
- 2 中心経営体だけでは農地を引き受けきれない場合、「将来方針」として、**地域外からの新たな人材の受入れの方針**を定めます。

※「将来方針」を実現するために必要な次のような内容も積極的に定めましょう。

- 貸付け意向のある農地の地番・面積
(農地利用最適化交付金の**成果実績払**の対象とする場合には、地番、面積の把握が必要です)
- 農地バンクの活用方針
- 基盤整備への取組 等

ポイント

- 1 「集落」の範囲は、**地域の実情に応じて柔軟に設定**することができます。
- 2 話合いの結果を取りまとめる際に行ってきた「検討会」の手続きは、これまでと同じです。

検討会実施への支援

→ **人・農地問題解決加速化支援事業**

実質化された人・農地プラン（必須項目） 記載例

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
〇〇市	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	〇〇ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	〇〇ha
③地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、〇才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、A集落では〇ha、B集落では〇ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者aが担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
B集落の水田利用は、中心経営体である〇〇営農組合や認定農業者bが担い、樹園地利用については中心経営体である認定農業者cと基本構想水準到達者dが担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。
C集落の水田利用は、中心経営体である△△営農組合が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者e、fと認定新規就農者gが担っていく。

実質化された人・農地プラン（任意項目） 記載例

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>例 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、〇筆、〇〇〇〇㎡となっている。</p>
<p>例 農地中間管理機構の活用方針 〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>例 基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>例 作物生産に関する取組方針 米、麦などの土地利用型作物についてはブロックローテーションに取り組むとともに、土地利用型作物以外に、〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産や、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。</p>
<p>例 鳥獣被害防止対策への取組方針 地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>例 災害対策への取組方針 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。</p>

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
5	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
6	〇〇町〇〇番			〇〇〇〇
	計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

※ 農業委員・推進委員は、アンケート調査や地域の話合い等を通じて、貸付け意向のある個々の農地の地番や面積を把握し、中心経営体との具体的なマッチングにつなげていくことが大切です。

※ プランをそのまま公表する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

人・農地プランの実現に向けた取組

人・農地プランは、作成するだけでなく、**実行**することが大切です。

地域における取組

- 1 市町村は、プランに定めた「中心経営体への農地の集約化の将来方針」の**進み具合を確認**します。
- 2 例えば、「将来方針」に定めた
 - ① 中心経営体への農地の集約化
 - ② 地域外からの人材の受入れなどが思うように進んでいない場合には、対策を検討するなど、**不断の検証**を行います。

※ プラン実質化で連携した市町村、農業委員会、農協、土地改良区、農地バンクなどの関係機関は、「将来方針」の実現に向けても、一体となって支援していきましょう。

国による対応

- 1 実質化されたプランは、支援措置の要件となっていますので、国においても**プランを確認**することとされています。
- 2 国は、プランが実質化していると判断しがたい場合には、プランを取りまとめた市町村に対し質問したり、改善点などの**指導を行う**こととされています。